

要 望 書

平成 2 6 年 9 月

沖 縄 県

知基第 373 号
平成26年 9 月22日

防衛大臣

江 渡 聡 徳 殿

沖 縄 県 知 事

仲 井 眞 弘 多

要 望 書

次のとおり要望しますので、特段の御配慮をお願いいたします。

目 次

1	普天間飛行場の5年以内運用停止、早期返還について……………	1
2	牧港補給地区の7年以内の返還について……………	2
3	日米地位協定の抜本的な見直しについて……………	3
4	オスプレイの配備見直しについて……………	5
5	久辺三区からの諸要望の実現について……………	6
6	在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について……………	7
7	米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について……………	9
8	米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について……………	10
9	嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音の軽減について……………	12
10	ホテル・ホテル訓練区域における操業制限解除の内容拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について……………	14
11	不発弾処理における負担の軽減について……………	16

1 普天間飛行場の5年以内運用停止、早期返還について

要 望

普天間飛行場の「5年以内運用停止」の実現により、一日も早い危険性の除去に取り組むとともに、早期返還を図ること。

説 明

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。

同飛行場の危険性を放置することは許されず、沖縄県は昨年12月に「5年以内運用停止」を求め、現在、普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会において、具体的な検討が進められております。

政府においては、地域住民の生命、財産、安全を守る観点から、「5年以内運用停止」により、同飛行場の危険性を一日も早く除去していただくとともに同飛行場の早期の返還に取り組んでいただくよう強く要望します。

2 牧港補給地区の7年以内の返還について

要 望

牧港補給地区の7年以内の返還は、統合計画を前倒しし確実に実施すること。

説 明

牧港補給地区の7年以内の返還について、安倍総理は、返還までの期間を最大限短縮することを目指すとの考えを示しております。

去る1月、防衛省に「牧港補給地区返還推進チーム」が設置され、牧港補給地区の早期返還に向けた具体的な取り組みが開始されているものと承知しております。

沖縄県としては、特に、牧港補給地区の7年以内の返還については、平成25年4月に発表された沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画を前倒しし、確実に実施されるよう要望します。

3 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要 望

政府は早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

説 明

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっており、沖縄県は、軍転協とも連携し、平成12年より11項目の見直し要請を行っているところです。

一方、日米両政府においては、「米側の好意的考慮による起訴前の身柄引き渡し」や「合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」等の日米合同委員会合意による運用改善によって対応してきております。

しかしながら、平成14年11月に発生した在沖米海兵隊少佐による強姦未遂事件においては、日米合同委員会において米側へ被疑者の起訴前の拘禁移転を要請しましたが、米側は明確な理由を示さないまま、被疑者の起訴前の引き渡しを拒否しております。

加えて、公務執行中の米軍人・軍属の作為又は不作為から生ずる罪については、原則我が国が裁判権を行使することができず、「公務中」の範囲については厳格に適用する必要があることから、政府は、個別の事案ごとに「公務中」とした理由等について公表する必要があります。

また、平成25年8月に宜野座村で発生した、ヘリコプター墜落事故では、事故現場における土壌調査のための立入に7ヶ月あまりを要するなど、県民の生命、生活及び財産を守る上で、日米地位協定のあり方に強い疑念を抱かせるものであります。

このように、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となっている日米地位協定の運用を改善するだけでは不十分であり、県民の権利と財産を守るためにも、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であります。

また、日米両政府間で交渉が進められている環境補足協定について

は、基地を抱える地元自治体の意見を十分反映させた内容で早期締結が図られる必要があります。

4 オスプレイの配備見直しについて

要 望

オスプレイの配備見直しを行うこと。

説 明

オスプレイの運用については、平成24年9月19日に、可能な限り学校や病院を含む人口密集地上空を避けること等を内容とした日米合意事項が公表されておりますが、米軍の裁量に委ねられた当該合意事項に基づく飛行運用は、県民の不安解消につながっておりません。

政府におかれては、まず12機程度の訓練の分散から始まり、拠点の分散、そして普天間飛行場の運用停止に伴い全機を県外に出すことも含めて着実に進めていただくよう、強く求めます。

5 久辺三区からの諸要望の実現について

要 望

普天間飛行場代替施設建設に係る久辺三区からの諸要望を実現すること。

説 明

普天間飛行場の移設にあたってこれまで久辺三区は、住民生活や地域の環境保全に十分な配慮を行い、過重な負担となる住民について最優先に最大限の配慮を求めてきましたが、未だ納得できる回答が示されておりません。そのため、平成26年9月10日に内閣官房長官、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣の三者に対し、改めて「普天間飛行場代替施設建設に係る諸要望の実現について」要請を行ったところがあります。

つきましては、普天間飛行場代替施設の辺野古崎地区への移設に伴う負担軽減のため、久辺三区からの諸要望を実現する必要があります。

6 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要 望

- (1) 在沖海兵隊の国外移転を確実に実施すること。
- (2) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明を行うこと。
- (3) 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう配慮すること。
- (4) 政府の責任において、移設先の環境整備を行うこと。
- (5) 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- (6) 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- (7) 駐留軍従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。

説 明

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川及び海域の汚染や土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

海兵隊の訓練を県外へ移転することを含め、在沖米軍兵力の削減を図ることは、沖縄の過重な基地負担の軽減及び米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、在沖海兵隊約9千人の国外移転を確実に実施するよう強く求めます。

また、それに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についても、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があります。

発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域につ

いて、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

沖縄県としては、政府が十分な説明を行うこと、また、今後の推進にあたっては、地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えております。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的、かつ、円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくとともに、国有地の活用、返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

また、駐留軍従業員の雇用の確保についても、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速、かつ、きめ細かな対応を行っていただく必要があります。

7 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要 望

- (1) 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置を図ること。
- (2) 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- (3) 米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表を行うこと。

説 明

これまで沖縄県では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀肅正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところがあります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪は、復帰から平成26年8月末現在で5,850件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が571件（民間人殺害事件12件を含む）発生しております。

また、事件を受け、施行された再発防止策にも違反が見られるなど、米軍の再発防止策の実効性には大きな疑問を持っており、県民の米軍に対する信用が失われかねない状況であります。

県民に大きな不安を与えている、このような米軍人等による事件・事故の再発を防止するには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置がとられる必要があります。また、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

さらに、米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表なども再発防止策の実効性を確保するためにも必要であります。

8 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要 望

- (1) 訓練・演習の具体的な内容についての事前公表や、事故調査結果を速やかに公開すること。
- (2) 米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止を担保する措置を継続的に実施すること。

説 明

沖縄県は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故、平成18年のホテル・ホテル訓練区域でのF-15戦闘機墜落事故、平成20年の名護市での嘉手納エアロクラブ所属の小型飛行機墜落事故、平成25年の沖縄近海でのF-15戦闘機墜落事故やキャンプハンセンでのHH-60ヘリコプター墜落事故などを含め、復帰後632件（うち45件が墜落事故）が発生しております（平成26年8月末現在）。

さらに、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等による山林・原野火災（復帰後、平成26年8月末までに574件発生）や、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリアー攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20年・鳥島射爆撃場）、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成25年5月・伊江島）、フェンス外への重量約800キログラムの物資落下（平成26年4月・伊江島）などの事故も相次いでおります。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、また、事故発生後の事故調査結果に関しても、情報公開までに時間を要する上に十分な内容が公開されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

つきましては、演習・訓練の具体的な内容の事前公表及び事故調査結果の速やかな公開とともに、住宅地上空での飛行訓練の中止等を含め、

米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止の措置を継続的に実施していただく必要があります。

9 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音の軽減について

要 望

- (1) 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。
- (2) 環境基準の達成に向け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用すること。
- (3) 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対応策を講じること。
- (4) 住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅への防音工事の適用拡大や、対象区域の拡大など、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- (5) 認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。

説 明

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

沖縄県は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、F-15戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われているため、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

同飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転による負担軽減

減の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じていただく必要があります。

普天間飛行場では、ヘリコプターが住宅地上空を旋回し、騒音の発生が恒常化しており、さらに外来機の飛来や夜間の訓練が頻繁に行われております。

また、オスプレイやヘリコプターから発生する低周波音も問題となっているほか、那覇市、浦添市等の上空を飛行する米軍機による騒音の苦情が近年増加しております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用していただく必要があります。

さらに、最近は両飛行場周辺以外の地域においても、米軍機の飛行に伴う航空機騒音が夜間を含め度々確認されており、近年住民からの苦情も増加傾向にあることから、住宅地上空の飛行を回避する対策を講じる必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された住宅は、住宅防音工事の対象とならないまま30年間も騒音にさらされている状況にあることから、区域指定告示後に建築された住宅も防音工事の対象としていただく必要があります

また、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗等も多く存在することから、防音工事の対象施設や区域の拡大など、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。

航空機騒音による子ども達の心身に及ぼす悪影響が懸念されており、認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も防音対策事業の補助対象施設とするとともに、防音対策事業関連の維持費も補助対象に含めていただく必要があります。

10 ホテル・ホテル訓練区域における操業制限解除の内容拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

要 望

ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域、漁業種類の拡大、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

説 明

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となった区域範囲が狭いことや、パヤオ漁業やソデイカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、解除対象区域の拡大及び対象漁業の拡充等を求めます。

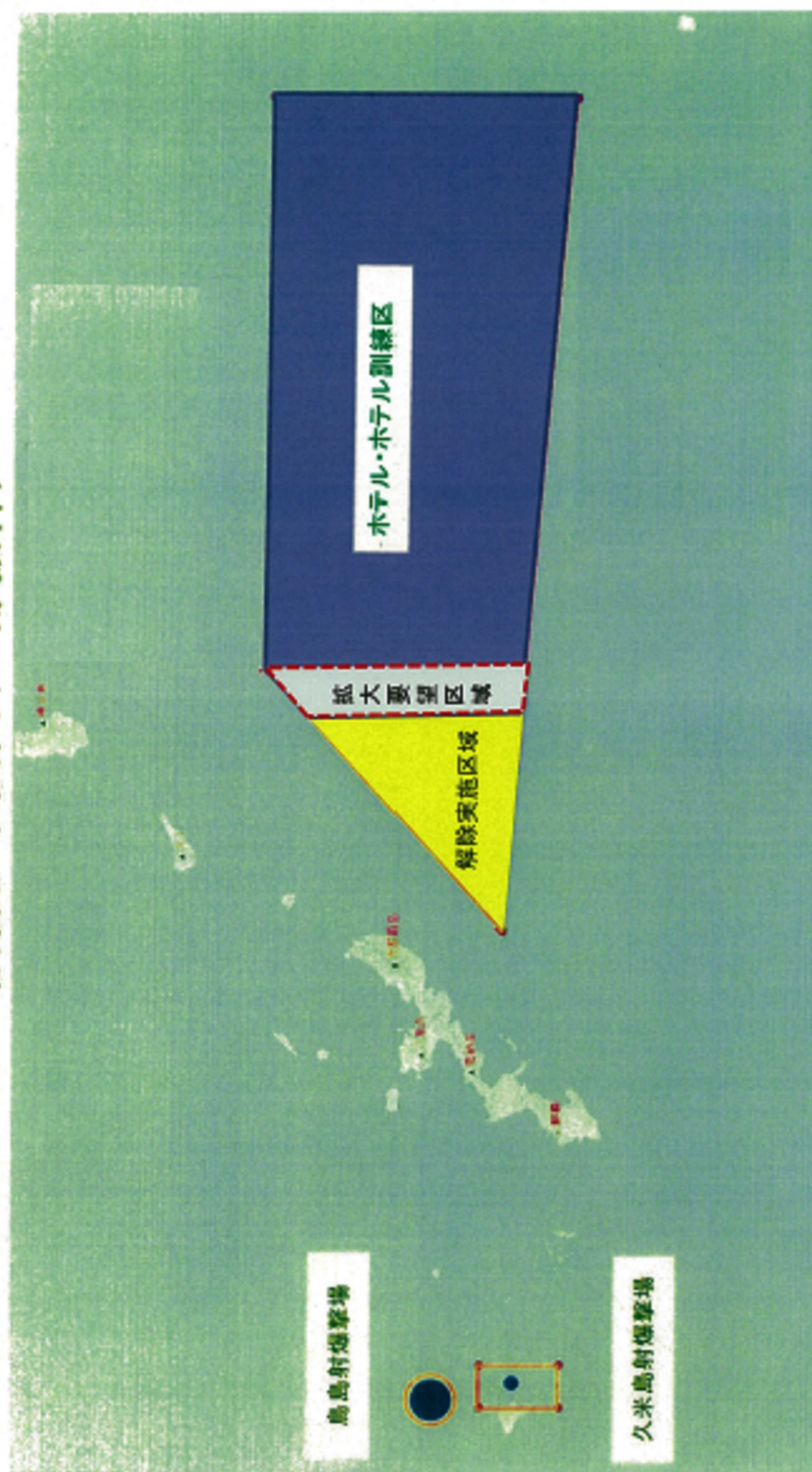
鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、パヤオ漁業が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。また、平成20年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還を求めます。

訓練区域図面(一部抜粋)



11 不発弾処理における負担の軽減について

要 望

- (1) 沖縄県における不発弾処理事業の国と地元の役割分担を全般的に見直し、今後、国直轄の事業化を推進し、国の責任において沖縄県における不発弾処理の充実強化及び早期処理を図ること。
- (2) 沖縄県が維持・管理し、自衛隊が使用している不発弾一時保管庫については、実質の管理者である国が引き取り、直接管理・運営すること。
- (3) 沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾探査費用については、全額を国庫負担とすること。

説 明

先の大戦で大きな惨禍を被った沖縄県においては、未だに多量に残された不発弾処理の問題を抱えております。

沖縄県の不発弾処理量は最近5カ年の年平均で約23トンあり、平成25年度実績でみると全国の約40%を占めており、今なお処理されていない不発弾が約2,050トン残されていると推定されております。

このような中、沖縄県の不発弾処理においては、不発弾の探査・発掘や回収不発弾の一時保管、及び住民避難など多くの関係業務を県や地元自治体が担っております。

不発弾の処理は、県民の生命・財産を守り、また、沖縄県の振興を図る上で急を要しますが、一方では、厳しい行財政下にある沖縄県や地元自治体及び県民にとって大きな負担となっております。

沖縄県の不発弾の早期処理を図り、処理に伴う地元負担の軽減を図るためには、引き続き戦後処理の一環として国の責任において積極的な対策を講ずる必要があります。